

議案第 16 号

太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）において、モーテル営業に該当するものは福岡県の全地域において営業を営んではならないと規制されていることから、名称等の変更を行うため条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市モーテル類似施設建築規制条例（昭和58年条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

太宰府市ラブホテル類似施設建築規制条例

第1条中「モーテル類似施設」を「ラブホテル類似施設」に改める。

第2条中「モーテル類似施設」を「ラブホテル類似施設」に改め、「いわゆる類似モーテル及びラブホテル並びにレンタルルーム等で」を削り、「もつぱら」を「主として」に改め、「の一」を削る。

第3条及び第4条第1項中「モーテル類似施設」を「ラブホテル類似施設」に改める。

第5条第1項中「にかかる」を「に係る」に、「モーテル類似施設」を「ラブホテル類似施設」に、「にあたり」を「に当たり」に改める。

第6条の見出し中「モーテル類似施設」を「ラブホテル類似施設」に改め、同条中「にかかる」を「に係る」に、「モーテル類似施設」を「ラブホテル類似施設」に改める。

第7条第1項及び第8条第1項中「モーテル類似施設」を「ラブホテル類似施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。